



しいのみつうしん

第2号

これは大変だ！

ドンドン進む医療大改悪、今年10月より実施！！

みなさん、今年の10月からあるいは来年4月から政府・厚労省が計画している医療改悪の内容をご存知ですか？ この改悪が実施されるとますます病院や診療所などの医療機関にかかりにくくなります。では、どんな改悪内容なのか具体的に見てみましょう。

①老人医療の対象年齢の変更

○現在の老人医療の対象年齢「70歳以上」を、1年に1歳ずつ5年間かけて「75歳以上」に引き上げ、老人医療の対象人口を計600万人削減することを提案しています。

○また、75歳以上のすべての人から保険料を徴収する「新たな高齢者医療保険制度」の年次計画と基本方針を平成14年度中に策定し、2年をめぐりに創設する計画です。

②窓口負担率の変更

○加入している保険の種類に関係なく、年齢と所得で窓口負担率を次のようにすることを提案しています。

- ・ 70歳以上は1割負担
- ・ 70歳以上で一定所得以上の方は2割負担
→「一定所得以上の方」というのは、夫婦2人の年収で630万円、単身者で380万円程度が考えられています。
- ・ 3歳以上70歳未満は3割負担（入院・外来とも）
- ・ 3歳未満は2割負担

③老人医療の窓口負担の定額制、月額上限の廃止

○老人の外来にあった「定額制」と「月額上限」を廃止し、新たに「償還制」を導入することを提案しています。

※「償還制」とは、いったん窓口で全額支払い、償還控除額を超えた分は市町村役場で手続きして払い戻してもらうことです

<70歳以上> 高額療養費の償還控除額の引き上げ

	外来（償還制）	入院（償還制）
一定所得以上 (夫婦で年収約 630 万円以上)	40,200 円	72,300 円 +1%
一般 (夫婦で年収約 347~630 円)	12,000 円	40,200 円
低所得者Ⅱ (夫婦で年収約 130~347 万円)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (夫婦で年収約 130 万円以下)	8,000 円	15, 000 円

あらたに 1.5 兆円の国民負担増！！

70歳以上についての改悪項目は、今年の10月から実施を、社会保険本人と家族入院の3割負担などについては、来年4月からの実施が予定されています。

それでは、この改悪案が実施されるとどの程度負担があがるのか見てみましょう。

<社会保険本人>

現在の2割負担が、一律3割負担になりますから1.5倍の負担増となります。

<70歳以上の方（夫婦で年収が347~630万円）>

* 定額制の診療所（たとえば、すこやか診療所）に受診している方は、

現在1日850円(月4回まで)

⇒ 1割負担（窓口で上限なし）…①

現在薬局では負担なし

⇒ 1割負担（窓口で上限なし）…②

* 200床未満の病院（たとえば、みどり病院）に受診している方は、

現在1割負担、ただし上限1,600円

⇒ 1割負担（窓口で上限なし）…①

薬局でも同様1割負担、ただし上限1,600円

⇒ 1割負担（窓口で上限なし）…②

どちらも①、②あわせて12,000円を超えた分だけ手続きをすれば払い戻されますが、毎月自分で領収書を管理し、支払額を合算して上限を超えたら手続きをすることになります。慢性の病気で月に2~3回受診した場合、病気にもよりますがおよそ2~6倍の負担増となります。

しいのみ薬局 関市上白金 105-1

☎0575-27-0130

Fax 0575-27-0131

しいのみセンター薬局 岐阜市北山 1-14-27

☎058-241-1818

Fax058-241-1839